（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第百四十二条　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第四項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五章　デジタル庁関係

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正）

第百四十三条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十五条まで並びに附則第三条第五項及び第六項

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二十条

三　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三十条及び第三十一条

第六章　復興庁関係

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法及び福島復興再生特別措置法の一部改正）

第百四十四条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第六十九条

二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第百四十五条

第七章　総務省関係

（海底電信線保護万国連合条約罰則の一部改正）

第百四十五条　海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条第二項中「五千円」を「二万円」に改める。

第三条中「一万円」を「二万円」に改める。

第四条第一項中「一万円」を「二万円」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（恩給法の一部改正）

第百四十六条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の七第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第七十七条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七条第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の七第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

（地方自治法の一部改正）

第百四十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条の四第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「毀壊」を「毀壊」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「申立」を「申立て」に、「疏明しなければ」を「疎明しなければ」に改め、同条第五項中「疏明」を「疎明」に改め、同条第七項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第九項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十一項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第二百五十条の九第八項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十二条の二十八第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十二条の三十一第四項及び第二百五十二条の三十二第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第百四十八条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条及び第四十六条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（郵便法の一部改正）

第百四十九条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条中「き損し」を「毀損し」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十条及び第八十四条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条第一項中「はり付ける」を「貼り付ける」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十六条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（当せん金付証票法等の一部改正）

第百五十条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四十四号）第十八条

二　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第五十七条

三　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第四十二条から第四十五条まで

四　郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第二条

五　石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第四十二条及び第四十八条第一項

六　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第四十九条及び第五十条

七　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十九条及び第六十九条の二

八　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第二十四条

九　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第四十五条及び第四十六条

十　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第八条

十一　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第三十三条及び第三十四条

十二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十三条第一項、第七十四条及び第七十五条